

令和4年度宅地建物取引士資格試験に関する公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による47都道府県知事それぞれの委任に係る令和4年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

令和4年6月3日

東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3階 一般財団法人不動産適正取引推進機構
理事長 峰久 幸義

第1 試験の日時 令和4年10月16日（日）（なお、現時点で予期できない要因により、受験申込者数に応じた会場の確保が困難となる事態が生じた場合には、同年12月18日（日）での受験を一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）が指定することがある。）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部が免除される登録講習修了者については、午後1時10分から午後3時まで

第2 試験の場所 47都道府県で行う（なお、12月18日（日）の試験の場所については、機構ホームページ（<https://www.retio.or.jp>）に8月末日までに掲載する。）。試験会場は、機構が受験票で指定する。

第3 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(1)及び(5)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令 令和4年4月1日現在施行されている法令

第4 試験の方法及び出題数

1 方法 四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数 50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

第5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

第6 受験申込み インターネット又は郵送により行う。

1 インターネットによる申込み

(1) 試験案内の掲載

ア 掲載期間 令和4年7月1日（金）から同月19日（火）まで

イ 掲載場所 機構ホームページ

(2) 申込期間 令和4年7月1日（金）午前9時30分から同月19日（火）午後9時59分まで

(3) 申込方法 機構ホームページに接続し、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号等を含む。）を入力し、顔写真ファイル（機構が指定する形式のもの）とともに送信する。

2 郵送による申込み

(1) 受験申込用紙の配布

ア 配布期間 令和4年7月1日（金）から同月29日（金）まで

イ 配布場所 都道府県ごとに理事長が指定する場所

(2) 申込期間 令和4年7月1日（金）から同月29日（金）まで（同日付までの消印があるもの）に限り受け付ける。）

(3) 提出書類

ア 受験申込書（機構が定める様式による。）

イ 顔写真1枚（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの）

ウ 登録講習修了者については、前記ア及びイに加えて登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）

(4) 郵送先及び郵送方法 受験する都道府県の協力機関宛て、簡易書留で申し込むこと。

第7 受験手数料及び支払方法

1 受験手数料 8,200円

2 支払方法

(1) インターネットによる受験申込みの場合は、機構が指定するクレジットカードにより又はコンビニエンスストアから納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。

(2) 郵送による受験申込みの場合は、受験申込前に、所定の振替用紙により、ゆうちょ銀行口座に払い込む（払込手数料は、本人負担とする。）。

第8 合格発表 令和4年11月22日（火）（同年12月18日（日）の試験については令和5年1月30日（月））に、合格者の受験番号を機構ホームページに掲載する。その後、速やかに合格証書を本人に送付する。

第9 協力機関 試験事務の一部は、都道府県ごとの協力機関（名称、連絡先は機構ホームページに掲載）に委託して実施する。

第10 問合せ先 機構試験部（電話 03-3435-8181）